

令和 8 管理年度（令和 8 年 1 月～12 月）さんま  
漁獲可能量（TAC）の変更及び配分について（案）

令和 8 年 4 月  
水 産 庁

1 TAC（変更案）

- (1) 令和 8 管理年度のさんまの TAC については、令和 7 年 11 月の第 141 回水産政策審議会資源管理分科会において、「令和 8 管理年度の TAC については、暫定的に、本年 3 月に開催された NPFC 第 9 回年次会合で採択された保存管理措置を踏まえ、以下の考え方に基づき 95,623 トンとし、令和 8 年 4 月に予定されている NPFC 第 10 回年次会合で新たな保存管理措置が採択された場合には、必要に応じて TAC の変更を行うこととする」としていた。
- (2) 令和 8 年 4 月に開催された NPFC 第 10 回年次会合において、公海及び日ロ 200 海里水域内の漁獲上限を昨年から 5%削減することを含む保存管理措置が採択されたことから、同措置を踏まえた以下の考え方に基づき算定された 91,554 トンに TAC を変更する。

NPFC 第 10 回年次会合において採択された保存管理措置	我が国 TAC 算定の考え方
<p>① 2026 年は、NPFC 条約水域（公海）での漁獲可能量（TAC）を 115,425 トンに設定。</p> <p>② 沿岸国である日ロ両国は、200 海里水域内の漁獲量を 76,950 トン以内に抑えることで上記措置に協力。</p> <p>（①及び②の結果として、分布域全体の年間漁獲量は 192,375 トン）</p>	<p>○我が国漁船による日ロ両国の 200 海里水域内の漁獲量 =76,950 トン ×【日ロ両国の 200 海里水域内の我が国漁船のシェア（参考 1）】 =<u>76,194 トン（A）</u></p>
<p>③ 各国は公海での漁獲量を 2018 年の漁獲実績から 57.8%削減。総漁獲量が公海 TAC の 90%に達した段階で操業停止。</p> <p>※67.22%削減する場合には、自国漁獲上限の全てを利用可能。日本は 67.22%削減を選択。</p> <p>※沿岸国は、200 海里水域内における漁獲上限の一部を公海での漁獲に振り替え可能。</p>	<p>○我が国漁船による公海の漁獲量 =46,859 トン（2018 年の漁獲実績） × (100-67.22)% =<u>15,360 トン（B）</u></p>
	<p>○我が国の令和 8 管理年度 TAC =<u>91,554 トン（A+B）</u></p>

## 2 配分（案）

- (1) T A C の 10 パーセント（9,155 トン）を管理年度当初の国の留保とする。
- (2) T A C から管理年度当初の国の留保を除いた数量について、過去 3 か年（令和 2 年から令和 4 年まで）の漁獲実績の比率等に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。ただし、漁獲割当て（I Q）による管理を行う管理区分においては、一定の T A C を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする I Q の利点を損なわないため、留保からの事後的な配分の対象から除外するとともに、当初の配分において、留保から一定数量を上乗せ配分する。

（参考 1）日ロ両国の 200 海里水域内の我が国漁船のシェアの算定根拠

単位：トン

船籍	日本	韓国	ロシア	台湾	計
2023	13,856	0	0	0	13,856
2024	10,025	0	528	0	10,553
2025	42,861	0	134	0	42,995
計	<b>66,742</b>	0	662	0	<b>67,404</b>

（出典：NPFC 統計より水産庁作成）

日ロ両国の 200 海里水域内の我が国漁船のシェア（3 年平均）＝66,742／67,404

（参考 2）T A C の推移

単位：トン

	R7(2025) 管理年度	R6(2024) 管理年度	R5(2023) 管理年度	R4(2022) 管理年度	R3(2021) 管理年度
T A C	110,911 (95,623)	118,131 (110,911)	155,335 (118,131)	155,335	264,000 (155,335)

※括弧内は変更後の数字（管理年度中に変更があった場合）

（参考 3）近年の主要国・地域のサンマ漁獲量の推移

単位：トン

	日本	韓国	ロシア	中国	台湾	バヌアツ	漁獲量合計
2021	18,318	4,365	610	33,511	34,043	1,270	92,117
2022	18,064	3,438	0	35,477	42,177	929	100,085
2023	24,464	3,107	51	39,252	50,268	1,108	118,250
2024	38,726	5,866	814	40,504	67,280	2,407	155,597
2025	64,831	5,909	733	30,523	61,292	3,211	166,499

（出典：NPFC 統計より水産庁作成）

令和8管理年度さんま漁獲可能量(TAC)の変更及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
さんま	91,554

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
北太平洋さんま漁業 (漁獲割当てを行う管理区分)	70,290 (74,590)
北太平洋さんま漁業 (総量の管理を行う管理区分)	7,810

※()内は留保からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	3,700	宮城県、千葉県、石川県、静岡県、三重県、京都府、和歌山県、山口県、高知県、佐賀県及び長崎県については、現行水準とする。
岩手県	400	

留保(トン)	9,155 (4,855)
--------	------------------

※()内は留保からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字